

第2期京丹波町地域福祉計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

京丹波町では、平成 29 年に策定、令和 4 年 3 月に改訂した「京丹波町地域福祉計画」において、「きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力」を基本理念に掲げ、京丹波町における地域福祉を推進しております。

この度、令和 8 年度をもって、当該計画の計画期間が終了することに伴い、法改正や地域の状況等を踏まえた新たな計画として「第2期京丹波町地域福祉計画」を策定します。

“地域福祉”の考え方

地域福祉とは、京丹波町で暮らす、全ての人が生き生きと心豊かに安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力し合い、共に支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていこうとする取組や仕組みづくりのことです。

2. 計画の法的根拠

「第2期京丹波町地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として策定します。

市町村地域福祉計画

社会福祉法 第七十七条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

成年後見制度の利用促進に関する法律

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

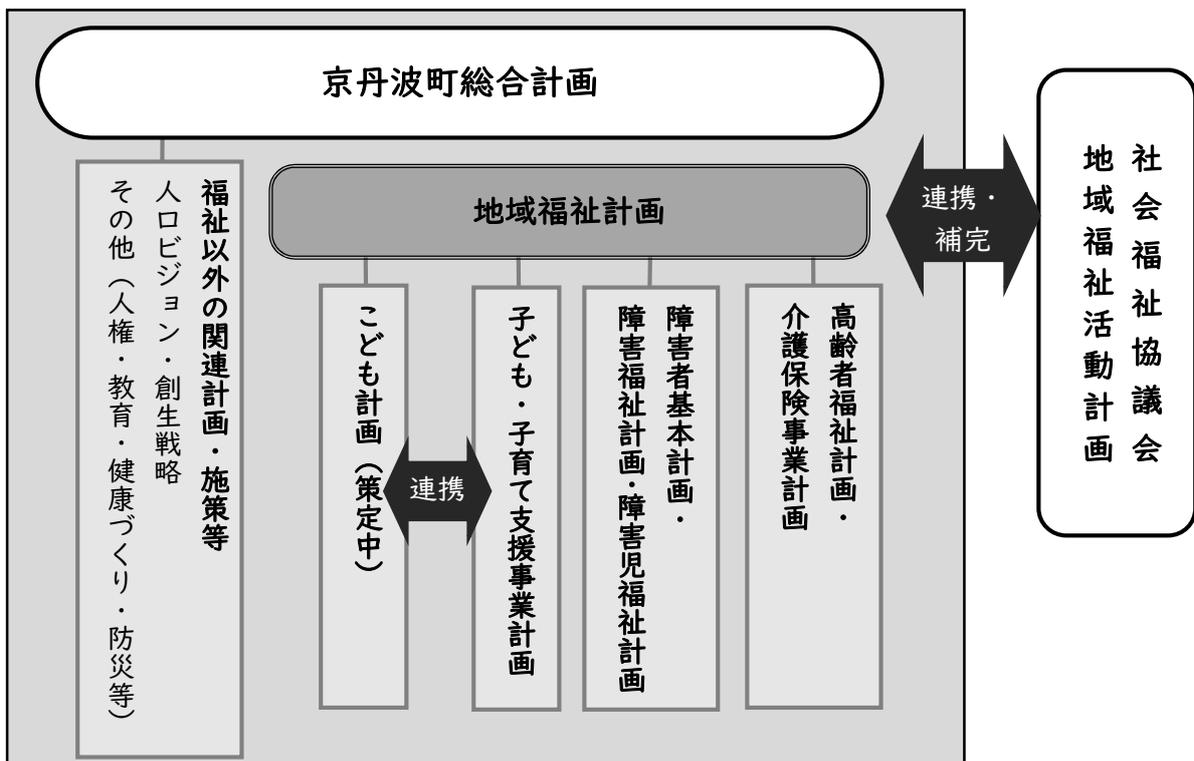
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3. 計画の位置付け

地域福祉計画は、まちづくりの指針となる総合計画を上位計画として策定するとともに、**子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画、高齢者福祉計画等、福祉分野の個別計画の上位計画**として策定されます。

また、京丹波町における地域福祉計画は、個別の法定計画等で示す制度別の福祉施策を記載するのではなく、各福祉施策を横断的な視点から補完することにより、福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たす計画として位置づけられます。

あわせて、本計画は、京丹波町社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画とも連携を図りながら、地域福祉推進に向けた取組を進めます。



策定委員会テーマ(予定)

開催時期等			テーマ等
令和 7年度	第1回	令和7年 12月	○計画の策定と今後のスケジュールについて ○アンケート調査票(案)について
令和 8年度	第1回	令和8年 7月	○アンケート結果報告 ○施策評価、関係団体懇談会等結果報告 ○課題のまとめ ○計画骨子案について
	第2回	令和8年 10月	○計画素案について
	第3回	令和8年 12月	○パブコメ案について
	第4回	令和9年 2月	○パブリックコメント結果報告 ○計画最終案について

6. 策定に向けたポイント

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和3年4月施行)

少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に直面するとともに、単身世帯の増加など家族のあり方や地域のつながりの希薄化など地域社会も変化の中で、いわゆる8050問題やダブルケアなど個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応する市町村の包括的な支援体制となる「**重層的支援体制整備事業**」が創設されました。

この事業では、市町村全体の支援機関・地域関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることをめざしています。



(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）

第二期計画では、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」をめざし、権利擁護支援の一環として**成年後見制度の利用促進を推進**することとしています。

これを踏まえた今後の施策の目標として、ノーマライゼーションの理念を十分考慮し成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこと、また、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討を行うこと、さらに、権利擁護支援策を総合的に充実するための検討を行うことを掲げています。また、成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組むこととしています。

(3) こども基本法（令和5年4月施行）

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

(4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）

認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現することを目的としています。

地域共生社会の実現の推進という目標に向けて、認知症施策を国・地方が一体となって講じていくため、政府は「**認知症施策推進基本計画**」を策定し、都道府県・市町村においても、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定することを求めています（努力義務）。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

（令和6年4月施行）

障害者差別解消法では、障害がある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うことにより、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）を目指しています。今回の改正では、共生社会を実現するための取組を推進するため、**事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け**るとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することとしています。

(6) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

（令和4年5月施行）

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要です。いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、**障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進**することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的としています。